

鶴見青色申告  
△会員の皆様へ



鶴見税務署長 櫻本 敏美

錦秋の候、鶴見青色申告会  
会員の皆様には、益々ご清栄  
のこととお慶び申し上げます。

さて、本年も実施されます  
記帳点検事業は、鶴見青色申  
告会の各種事業のなかでも  
重要な事業の一つです。

日々正しく記帳をするこ  
とは、適正な申告のためのみ  
ならず、事業の状況がよくわ  
かり、事業経営の合理化・効  
率化等にも役立つものです  
し、「正規の簿記の原則」に  
基づいて記帳された事業者  
の方は、65万円の青色申告  
特別控除を受けることがで  
きます。

また、消費税の課税事業者  
の方は、仕入税額控除を受け  
るためには課税仕入に関する

る帳簿への記載が必要となり  
ます。

本年の記帳点検については  
6会場で開催すると伺ってお  
ります。会員の皆様におかれ  
ましては、是非、この機会に  
記帳点検を受けていただき、  
簡易帳簿で記帳されている方  
は、1人でも多く「正規の簿  
記の原則」による記帳への移  
行をご検討くださいますよう  
お願いいたします。また、既  
に「正規の簿記の原則」によ  
り記帳されている方は、より  
一層理解を深めていただきま  
すよう重ねてお願いいたしま  
す。

終わりに、鶴見青色申告会  
の益々のご発展と会員の皆様  
方のご健勝、ご事業のご繁栄  
をお祈り申し上げます。

## 記帳点検に際してご持参いただくもの

①青色申告特別控除65万円の選択希望者並びに複式簿記で記帳している方

- 振替伝票 総勘定元帳（補助簿を含む）  
月別合計残高試算表 事業用預貯金通帳

②青色申告特別控除10万円の方

- 現金出納帳 経費帳 売掛帳 買掛帳  
その他備付帳簿 月別集計表

③会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用の方

- バックアップデータが入ったFD、CD-RW又は、メモリースティックなど  
ノート型パソコンをお持ちの方は、ご持参いただいても結構です。

④パソコンによる減価償却費計算サービス（無料）を受ける方

- 昨年分の決算書の控え  
固定資産を新たに取得された方は、金額並びに支払い明細が分かる書類

⑤その他

- ハンコ 一人別源泉徴収簿及び領収書 住基カード（お持ちの方のみ）

e-Tax用証明写真撮影（無料）

貴方も電子申告してみませんか！

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

利用開始の手続、利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしておりますので、ご利用前にご覧ください。

はじめてみませんか？  
ネットで申告、e-Tax

イータックス

検索